

文教委員会議案説明資料

令和元年12月13日

件名		頁
(学校運営部)		
1 第122号議案	足立区育英資金積立基金の設置、管理および処分に関する条例の一部を改正する条例……………	2
2 第123号議案	足立区立学校設置条例の一部を改正する条例……………	4
(子ども家庭部)		
3 第124号議案	公設民営保育園の管理運営に係る積立金の取扱いに関する合意について……………	6
4 第125号議案	公設民営保育園の管理運営に係る積立金の取扱いに関する合意について……………	15
5 第126号議案	公設民営保育園の管理運営に係る積立金の取扱いに関する合意について……………	17
6 第127号議案	公設民営保育園の管理運営に係る積立金の取扱いに関する合意について……………	19
7 第128号議案	公設民営保育園の管理運営に係る積立金の取扱いに関する合意について……………	21
8 第129号議案	公設民営保育園の管理運営に係る積立金の取扱いに関する合意について……………	23
9 第130号議案	公設民営保育園の管理運営に係る積立金の取扱いに関する合意について……………	25
10 第131号議案	公設民営保育園の管理運営に係る積立金の取扱いに関する合意について……………	27
11 第142号議案	公設民営保育園の管理運営に係る積立金の取扱いに関する合意について……………	29

(教 育 委 員 会)

第 1 2 2 号 議 案 説 明 資 料

令和元年 1 2 月 1 3 日

件 名	足立区育英資金積立基金の設置、管理および処分に関する条例の一部を改正する条例
所管部課名	学校運営部学務課
内 容	<p>1 改正理由 足立区育英資金貸付条例の改正に伴い、足立区育英資金積立基金の設置、管理および処分に関する条例の一部を改正する。</p> <p>2 主な改正内容（別紙、新旧対照表を参照） (1) 第1条中の「足立区育英資金貸付条例」を「足立区育英資金条例」に改め、「学資金の貸付け及び」の次に「助成並びに」を加える。 (2) 第6条中の「足立区育英資金貸付条例」を「足立区育英資金条例」に改める。</p> <p>3 新旧対照表 別紙のとおり</p>
今後の方針	施行年月日 公布の日から施行する。

足立区育英資金積立基金の設置、管理および処分に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>足立区育英資金積立基金の設置、管理および処分に関する条例 (目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定に基づき、足立区育英資金積立基金(以下「基金」という。)を設置するとともに、<u>足立区育英資金貸付条例</u>(昭和31年足立区条例第1号)による学資金の貸付け及び学資金に係る補助に関する事務を円滑かつ効率的に行うために必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(積立)</p> <p>第2条 省略</p> <p>(管理)</p> <p>第3条 省略</p> <p>(基金の利子の処理)</p> <p>第4条 省略</p> <p>(繰替運用)</p> <p>第5条 省略</p> <p>(処分)</p> <p>第6条 区長は、必要があると認めるときは、基金の一部を<u>足立区育英資金貸付条例</u>に定める学資金及び学資金に係る補助金として処分することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 省略</p>	<p>足立区育英資金積立基金の設置、管理および処分に関する条例 (目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定に基づき、足立区育英資金積立基金(以下「基金」という。)を設置するとともに、<u>足立区育英資金条例</u>(昭和31年足立区条例第1号)による学資金の貸付け及び助成並びに学資金に係る補助に関する事務を円滑かつ効率的に行うために必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(積立)</p> <p>第2条 省略</p> <p>(管理)</p> <p>第3条 省略</p> <p>(基金の利子の処理)</p> <p>第4条 省略</p> <p>(繰替運用)</p> <p>第5条 省略</p> <p>(処分)</p> <p>第6条 区長は、必要があると認めるときは、基金の一部を<u>足立区育英資金条例</u>に定める学資金及び学資金に係る補助金として処分することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 省略</p>

第 1 2 3 号 議 案 説 明 資 料

令和元年 1 2 月 1 3 日

件 名	足立区立学校設置条例の一部を改正する条例												
所管部課名	学校運営部 学校施設課、学校改築担当課												
内 容	<p>1 条例改正の理由 綾瀬小学校の改築に伴い仮設校舎に移転するため、足立区立学校設置条例の一部を改正する。</p> <p>2 条例改正の内容 足立区立学校設置条例別表（第2条関係）を以下のとおり改正する。なお、学校位置は別紙のとおり。</p> <p>※新旧対照表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">改 正 前</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">改 正 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">別表（第2条関係）</td> <td style="text-align: center;">別表（第2条関係）</td> </tr> <tr> <td>1 小学校</td> <td>1 小学校</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">名称 位置</td> <td style="text-align: center;">名称 位置</td> </tr> <tr> <td>同 綾瀬小 同 綾瀬三丁目</td> <td>同 綾瀬小 同 東綾瀬一丁目</td> </tr> <tr> <td>学校 <u>1 2 番 1 5 号</u></td> <td>学校 <u>5 番 3 号</u></td> </tr> </tbody> </table>	改 正 前	改 正 後	別表（第2条関係）	別表（第2条関係）	1 小学校	1 小学校	名称 位置	名称 位置	同 綾瀬小 同 綾瀬三丁目	同 綾瀬小 同 東綾瀬一丁目	学校 <u>1 2 番 1 5 号</u>	学校 <u>5 番 3 号</u>
改 正 前	改 正 後												
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）												
1 小学校	1 小学校												
名称 位置	名称 位置												
同 綾瀬小 同 綾瀬三丁目	同 綾瀬小 同 東綾瀬一丁目												
学校 <u>1 2 番 1 5 号</u>	学校 <u>5 番 3 号</u>												
今後の方針	施行年月日 令和 2 年 4 月 1 日												



第 1 2 4 号 議 案 説 明 資 料

令和元年12月13日

件 名	公設民営保育園の管理運営に係る積立金の取扱いに関する合意について
所管部課名	子ども家庭部子ども施設運営課
内 容	<p>1 議案提出理由</p> <p>足立区立やよい保育園は、現在、指定管理者による管理運営を行っている。</p> <p>区と指定管理者との間で締結している協定書では、区が毎年度支払う管理運営経費（委託料）に執行残額があった場合、次年度への繰越しや指定管理者の法人本部会計への繰入れを一部認めているものの、指定管理者は区立保育園の管理運営業務以外に委託料を使用してはならず、執行残額は積立金として管理することとなっている。</p> <p>しかし、区と指定管理者との協定書には積立金の精算等に関する規定がなく、その取扱いが不明確な状態となっている。</p> <p>このため、区と指定管理者との間で、積立金の取扱いに関し下記のとおり合意することとし、地方自治法第96条第1項第12号の和解の規定に基づく足立区議会の議決を得るため、本案件を提出する。</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 相手方 社会福祉法人 博友会 （東京都足立区西新井栄町一丁目7番8号） 理事長 川下 勝利</p> <p>(2) 指定管理施設名 足立区立やよい保育園</p> <p>(3) 合意の概要 平成30年度末時点の積立金のうち、足立区立やよい保育園に在籍する職員に対する退職給付及び賞与に係る引当金相当額として（別紙「公設民営保育園積立金の処理について」P10参照）、指定管理者が保有すべき金額と認め、その残額を区に返還する。</p> <p>(4) 平成30年度末時点の足立区立やよい保育園に係る積立金額 84,951,568円</p> <p>(5) 指定管理者が保有することを認める金額 84,951,568円</p> <p>(6) 区への返還額 0円</p>

	<p>3 添付資料 別紙 「公設民営保育園積立金の処理について」</p> <p>4 その他 現在合意に至っていない公設民営保育園の指定管理者とは、今後も継続して協議を進めていく。</p>
<p>今後の方針</p>	<p>議会の議決後、相手方と返還等の手続きを進めていく。</p>

公設民営保育園積立金の 処理について

施設別 控除額・返還額算定結果一覧

施設名	法人名	定員	運営年数	積立金合計額	控除額の算定結果			区返還金額
					退職給付引当金合計	賞与引当金合計	控除額合計(※1)	
やよい	博友会	100	13年	84,951,568	85,969,000	13,990,223	84,951,568	0
青井	からしだね	102	12年	37,134,960	77,040,000	16,095,266	37,134,960	0
水神橋	聖華	101	7年	42,151,461	36,750,000	14,307,958	42,151,461	0
千住	太陽会	125	6年	108,646,456	45,768,000	13,315,792	59,083,792	49,562,664
竹の塚(※2)	ベネッセスタイルケア	130	5年	109,504,133	28,325,000	17,691,673	52,575,960	56,928,173
興本	太陽会	109	3年	25,702,263	17,172,000	12,592,018	25,702,263	0
竹の塚北	三樹会	117	3年	34,000,248	22,173,000	15,359,823	34,000,248	0
新田おひさま	太陽会	61	8年	89,117,401	30,792,000	7,451,306	38,243,306	50,874,095
谷在家	わかば会	95	10年	59,488,617	37,980,000	10,265,144	48,245,144	11,243,473

※1 退職給付引当金と賞与引当金の合計額よりも積立金額が少ない場合、積立金額を記載している。

※2 竹の塚保育園は、2つの控除額に翌年度分の法人税等相当額を加えたものを控除合計額としている。

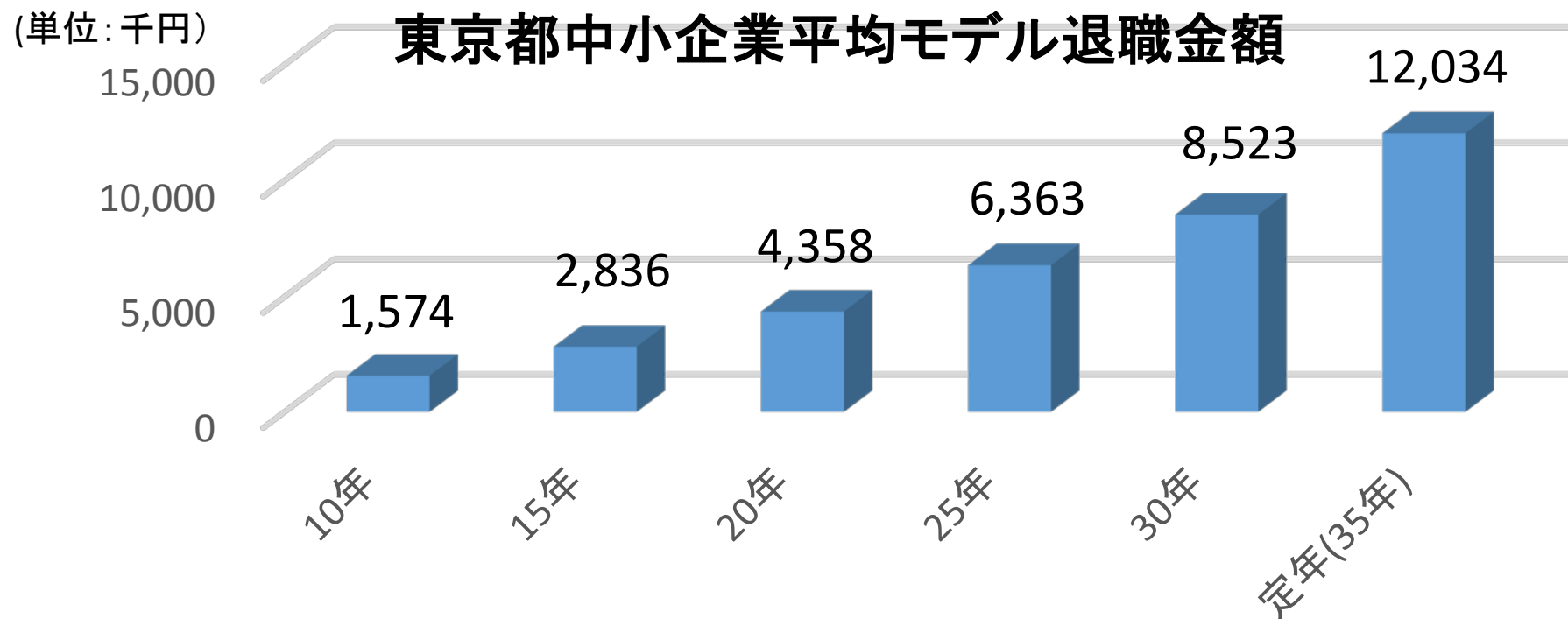
控除金額算定のポイント(基本的な考え方)

- 1 平成30年度末時点の園積立金を**全額区に返還**する。
ただし、将来的に法人が負担する下記費用については、
法人が保有すべき積立金として控除を認める。
 - (1) **退職金として必要な費用**(=退職給付引当金)
 - (2) **平成31年度に支払う賞与のうち平成30年度にかかる期間が算定期間となる費用**(=賞与引当金)
- 2 公設民営保育園全園に対し、**公平な基準設定**を行う。
⇒実際の職員の人数や経験年数も考慮した上で控除額を算定

退職給付引当金の算定方法について

- ・実際の職員の経験年数に応じて、指定管理期間中に法人で積み立てるべき退職金額の増加分を控除する。
- ・退職金の単価は、東京都中小企業の平均モデル退職金額(※)を適用する。

※東京都産業労働局「中小企業の賃金・退職金事情(平成30年度)」の平均額を適用。



退職給付引当金の算定方法について

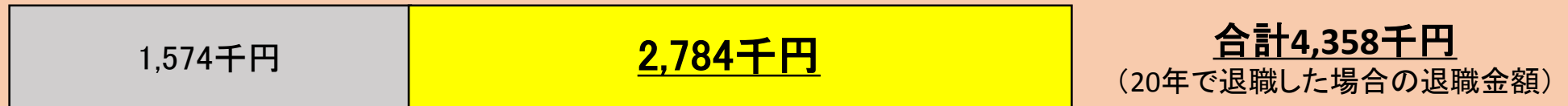
例1 平成30年度末で**経験年数15年**の職員で、**指定管理施設が5年目**である場合の積算



指定管理開始までに
勤務していた分(経験年数10年)
の退職金額
⇒**法人負担分**とする

指定管理開始後に
追加で必要となった退職金額
⇒**区負担分**とする(=控除対象額)

例2 平成30年度末で経験年数40年の**施設長**で、指定管理施設が10年目である場合の積算
⇒**施設長**のみ、過去に直営園等に勤務していたとみなし、**経験年数を半分とみなす**



法人負担分
(経験年数10年分)

区負担分
(経験年数20年から経験年数10年の
退職金額を引いたもの)

賞与引当金の算定方法について

- ・国が示す「**公定価格**」における**職種別の月額単価(※)**を適用する。
- ・年間の**賞与総額**は、「公定価格」で用いている国家公務員給与と同じく、**月額単価の4.45ヶ月分**とする。
- ・各法人の給与規定に定める、**平成31年度分の賞与の算定対象期間が平成30年度にかかる期間に相当する賞与額**を控除対象とする。
(ただし、期間の定めのない場合は、他法人の標準期間である5ヶ月とみなす)

※平成31年3月28日「『平成30年度における私立保育所の運営に要する費用について』の一部改正について」の単価を適用。

(表)「公定価格」における職種別単価

職 種	格 付	本俸基準額
施設長(所長)	(福)2-33	256,000円
主任保育士	(福)2-17	238,476円
保 育 士	(福)1-29	203,898円
調理員等	(行二)1-37	174,600円

賞与引当金の算定方法について

例 法人の令和元年6月の賞与支給における平成30年度中の支給対象期間が5ヶ月
(実支給対象期間:平成30年11月1日~平成31年4月30日)である場合の施設長の賞与引当金

施設長本俸基準額 256,600円	地域加算 51,320円	処遇改善加算 41,056円
----------------------	-----------------	-------------------

施設長の月額給与額 348,976円
(人件費分処遇改善加算が16%の場合)

年間賞与総額 1,552,943円(348,976円×4.45ヶ月)

賞与総額の5/12が、
賞与引当金となる

賞与引当金 647,059円

第 1 2 5 号 議 案 説 明 資 料

令和元年12月13日

件 名	公設民営保育園の管理運営に係る積立金の取扱いに関する合意について
所管部課名	子ども家庭部子ども施設運営課
内 容	<p>1 議案提出理由</p> <p>足立区立青井保育園は、現在、指定管理者による管理運営を行っている。</p> <p>区と指定管理者との間で締結している協定書では、区が毎年度支払う管理運営経費（委託料）に執行残額があった場合、次年度への繰越しや指定管理者の法人本部会計への繰入れを一部認めているものの、指定管理者は区立保育園の管理運営業務以外に委託料を使用してはならず、執行残額は積立金として管理することとなっている。</p> <p>しかし、区と指定管理者との協定書には積立金の精算等に関する規定がなく、その取扱いが不明確な状態となっている。</p> <p>このため、区と指定管理者との間で、積立金の取扱いに関し下記のとおり合意することとし、地方自治法第96条第1項第12号の和解の規定に基づく足立区議会の議決を得るため、本案件を提出する。</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 相手方 社会福祉法人 からしだね （東京都足立区梅田七丁目19番23号） 理事長 春見 静子</p> <p>(2) 指定管理施設名 足立区立青井保育園</p> <p>(3) 合意の概要 平成30年度末時点の積立金のうち、足立区立青井保育園に在籍する職員に対する退職給付及び賞与に係る引当金相当額として（別紙「公設民営保育園積立金の処理について」P10参照）、指定管理者が保有すべき金額と認め、その残額を区に返還する。</p> <p>(4) 平成30年度末時点の足立区立青井保育園に係る積立金額 37,134,960円</p> <p>(5) 指定管理者が保有することを認める金額 37,134,960円</p> <p>(6) 区への返還額 0円</p>

	<p>3 添付資料 別紙 「公設民営保育園積立金の処理について」 (P 8 - P 1 4 参照)</p> <p>4 その他 現在合意に至っていない公設民営保育園の指定管理者とは、今後 も継続して協議を進めていく。</p>
<p>今後の方針</p>	<p>議会の議決後、相手方と返還等の手続きを進めていく。</p>

第 1 2 6 号 議 案 説 明 資 料

令和元年12月13日

件 名	公設民営保育園の管理運営に係る積立金の取扱いに関する合意について
所管部課名	子ども家庭部子ども施設運営課
内 容	<p>1 議案提出理由</p> <p>足立区立水神橋保育園は、現在、指定管理者による管理運営を行っている。</p> <p>区と指定管理者との間で締結している協定書では、区が毎年度支払う管理運営経費（委託料）に執行残額があった場合、次年度への繰越しや指定管理者の法人本部会計への繰入れを一部認めているものの、指定管理者は区立保育園の管理運営業務以外に委託料を使用してはならず、執行残額は積立金として管理することとなっている。</p> <p>しかし、区と指定管理者との協定書には積立金の精算等に関する規定がなく、その取扱いが不明確な状態となっている。</p> <p>このため、区と指定管理者との間で、積立金の取扱いに関し下記のとおり合意することとし、地方自治法第96条第1項第12号の和解の規定に基づく足立区議会の議決を得るため、本案件を提出する。</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 相手方 社会福祉法人 聖華 (千葉県野田市上三ヶ尾454番地1号) 理事長 白須賀 まり子</p> <p>(2) 指定管理施設名 足立区立水神橋保育園</p> <p>(3) 合意の概要 平成30年度末時点の積立金のうち、足立区立水神橋保育園に在籍する職員に対する退職給付及び賞与に係る引当金相当額として（別紙「公設民営保育園積立金の処理について」P10参照）、指定管理者が保有すべき金額と認め、その残額を区に返還する。</p> <p>(4) 平成30年度末時点の足立区立水神橋保育園に係る積立金額 42,151,461円</p> <p>(5) 指定管理者が保有することを認める金額 42,151,461円</p> <p>(6) 区への返還額 0円</p>

	<p>3 添付資料 別紙 「公設民営保育園積立金の処理について」 (P 8 - P 1 4 参照)</p> <p>4 その他 現在合意に至っていない公設民営保育園の指定管理者とは、今後 も継続して協議を進めていく。</p>
<p>今後の方針</p>	<p>議会の議決後、相手方と返還等の手続きを進めていく。</p>

第 1 2 7 号 議 案 説 明 資 料

令和元年12月13日

件 名	公設民営保育園の管理運営に係る積立金の取扱いに関する合意について
所管部課名	子ども家庭部子ども施設運営課
内 容	<p>1 議案提出理由</p> <p>足立区立千住保育園は、現在、指定管理者による管理運営を行っている。</p> <p>区と指定管理者との間で締結している協定書では、区が毎年度支払う管理運営経費（委託料）に執行残額があった場合、次年度への繰越しや指定管理者の法人本部会計への繰入れを一部認めているものの、指定管理者は区立保育園の管理運営業務以外に委託料を使用してはならず、執行残額は積立金として管理することとなっている。</p> <p>しかし、区と指定管理者との協定書には積立金の精算等に関する規定がなく、その取扱いが不明確な状態となっている。</p> <p>このため、区と指定管理者との間で、積立金の取扱いに関し下記のとおり合意することとし、地方自治法第96条第1項第12号の和解の規定に基づく足立区議会の議決を得るため、本案件を提出する。</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 相手方 社会福祉法人 太陽会 （東京都足立区鹿浜五丁目28番18号） 理事長 藤木 二幸</p> <p>(2) 指定管理施設名 足立区立千住保育園</p> <p>(3) 合意の概要 平成30年度末時点の積立金のうち、足立区立千住保育園に在籍する職員に対する退職給付及び賞与に係る引当金相当額として（別紙「公設民営保育園積立金の処理について」P10参照）、指定管理者が保有すべき金額と認め、その残額を区に返還する。</p> <p>(4) 平成30年度末時点の足立区立千住保育園に係る積立金額 108,646,456円</p> <p>(5) 指定管理者が保有することを認める金額 59,083,792円</p> <p>(6) 区への返還額 49,562,664円</p>

	<p>3 添付資料 別紙 「公設民営保育園積立金の処理について」 (P 8 - P 1 4 参照)</p> <p>4 その他 現在合意に至っていない公設民営保育園の指定管理者とは、今後 も継続して協議を進めていく。</p>
<p>今後の方針</p>	<p>議会の議決後、相手方と返還等の手続きを進めていく。</p>

第 1 2 8 号 議 案 説 明 資 料

令和元年12月13日

件 名	公設民営保育園の管理運営に係る積立金の取扱いに関する合意について
所管部課名	子ども家庭部子ども施設運営課
内 容	<p>1 議案提出理由</p> <p>足立区立竹の塚保育園は、現在、指定管理者による管理運営を行っている。</p> <p>区と指定管理者との間で締結している協定書では、区が毎年度支払う管理運営経費（委託料）に執行残額があった場合、次年度への繰越しや指定管理者の法人本部会計への繰入れを一部認めているものの、指定管理者は区立保育園の管理運営業務以外に委託料を使用してはならず、執行残額は積立金として管理することとなっている。</p> <p>しかし、区と指定管理者との協定書には積立金の精算等に関する規定がなく、その取扱いが不明確な状態となっている。</p> <p>このため、区と指定管理者との間で、積立金の取扱いに関し下記のとおり合意することとし、地方自治法第96条第1項第12号の和解の規定に基づく足立区議会の議決を得るため、本案件を提出する。</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 相手方 株式会社 ベネッセスタイルケア (東京都新宿区西新宿二丁目3番1号新宿モノリスビル5階) 代表取締役 滝山 真也</p> <p>(2) 指定管理施設名 足立区立竹の塚保育園</p> <p>(3) 合意の概要 平成30年度末時点の積立金のうち、足立区立竹の塚保育園に在籍する職員に対する退職給付、賞与に係る引当金相当額及び平成31年度中に納付する法人税等相当額として（別紙「公設民営保育園積立金の処理について」P10参照）、指定管理者が保有すべき金額と認め、その残額を区に返還する。</p> <p>(4) 平成30年度末時点の足立区立竹の塚保育園に係る積立金額 109,504,133円</p> <p>(5) 指定管理者が保有することを認める金額 52,575,960円</p> <p>(6) 区への返還額 56,928,173円</p>

	<p>3 添付資料 別紙 「公設民営保育園積立金の処理について」 (P 8 - P 1 4 参照)</p> <p>4 その他 現在合意に至っていない公設民営保育園の指定管理者とは、今後 も継続して協議を進めていく。</p>
<p>今後の方針</p>	<p>議会の議決後、相手方と返還等の手続きを進めていく。</p>

第 1 2 9 号 議 案 説 明 資 料

令和元年12月13日

件 名	公設民営保育園の管理運営に係る積立金の取扱いに関する合意について
所管部課名	子ども家庭部子ども施設運営課
内 容	<p>1 議案提出理由</p> <p>足立区立興本保育園は、現在、指定管理者による管理運営を行っている。</p> <p>区と指定管理者との間で締結している協定書では、区が毎年度支払う管理運営経費（委託料）に執行残額があった場合、次年度への繰越しや指定管理者の法人本部会計への繰入れを一部認めているものの、指定管理者は区立保育園の管理運営業務以外に委託料を使用してはならず、執行残額は積立金として管理することとなっている。</p> <p>しかし、区と指定管理者との協定書には積立金の精算等に関する規定がなく、その取扱いが不明確な状態となっている。</p> <p>このため、区と指定管理者との間で、積立金の取扱いに関し下記のとおり合意することとし、地方自治法第96条第1項第12号の和解の規定に基づく足立区議会の議決を得るため、本案件を提出する。</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 相手方 社会福祉法人太陽会 (東京都足立区鹿浜五丁目28番18号) 理事長 藤木 二幸</p> <p>(2) 指定管理施設名 足立区立興本保育園</p> <p>(3) 合意の概要 平成30年度末時点の積立金のうち、足立区立興本保育園に在籍する職員に対する退職給付及び賞与に係る引当金相当額として（別紙「公設民営保育園積立金の処理について」P10参照）、指定管理者が保有すべき金額と認め、その残額を区に返還する。</p> <p>(4) 平成30年度末時点の足立区立興本保育園に係る積立金額 25,702,263円</p> <p>(5) 指定管理者が保有することを認める金額 25,702,263円</p> <p>(6) 区への返還額 0円</p>

	<p>3 添付資料 別紙 「公設民営保育園積立金の処理について」 (P 8 - P 1 4 参照)</p> <p>4 その他 現在合意に至っていない公設民営保育園の指定管理者とは、今後 も継続して協議を進めていく。</p>
<p>今後の方針</p>	<p>議会の議決後、相手方と返還等の手続きを進めていく。</p>

第 1 3 0 号 議 案 説 明 資 料

令和元年12月13日

件 名	公設民営保育園の管理運営に係る積立金の取扱いに関する合意について
所管部課名	子ども家庭部子ども施設運営課
内 容	<p>1 議案提出理由</p> <p>足立区立竹の塚北保育園は、現在、指定管理者による管理運営を行っている。</p> <p>区と指定管理者との間で締結している協定書では、区が毎年度支払う管理運営経費（委託料）に執行残額があった場合、次年度への繰越しや指定管理者の法人本部会計への繰入れを一部認めているものの、指定管理者は区立保育園の管理運営業務以外に委託料を使用してはならず、執行残額は積立金として管理することとなっている。</p> <p>しかし、区と指定管理者との協定書には積立金の精算等に関する規定がなく、その取扱いが不明確な状態となっている。</p> <p>このため、区と指定管理者との間で、積立金の取扱いに関し下記のとおり合意することとし、地方自治法第96条第1項第12号の和解の規定に基づく足立区議会の議決を得るため、本案件を提出する。</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 相手方 社会福祉法人 三樹会 （埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目17番22号） 理事長 細野 智樹</p> <p>(2) 指定管理施設名 足立区立竹の塚北保育園</p> <p>(3) 合意の概要 平成30年度末時点の積立金のうち、足立区立竹の塚北保育園に在籍する職員に対する退職給付及び賞与に係る引当金相当額として（別紙「公設民営保育園積立金の処理について」P10参照）、指定管理者が保有すべき金額と認め、その残額を区に返還する。</p> <p>(4) 平成30年度末時点の足立区立竹の塚北保育園に係る積立金額 34,000,248円</p> <p>(5) 指定管理者が保有することを認める金額 34,000,248円</p> <p>(6) 区への返還額 0円</p>

	<p>3 添付資料 別紙 「公設民営保育園積立金の処理について」 (P 8 - P 1 4 参照)</p> <p>4 その他 現在合意に至っていない公設民営保育園の指定管理者とは、今後 も継続して協議を進めていく。</p>
<p>今後の方針</p>	<p>議会の議決後、相手方と返還等の手続きを進めていく。</p>

第 1 3 1 号 議 案 説 明 資 料

令和元年12月13日

件 名	公設民営保育園の管理運営に係る積立金の取扱いに関する合意について
所管部課名	子ども家庭部子ども施設運営課
内 容	<p>1 議案提出理由</p> <p>足立区立新田おひさま保育園は、現在、指定管理者による管理運営を行っている。</p> <p>区と指定管理者との間で締結している協定書では、区が毎年度支払う管理運営経費（委託料）に執行残額があった場合、次年度への繰越しや指定管理者の法人本部会計への繰入れを一部認めているものの、指定管理者は区立保育園の管理運営業務以外に委託料を使用してはならず、執行残額は積立金として管理することとなっている。</p> <p>しかし、区と指定管理者との協定書には積立金の精算等に関する規定がなく、その取扱いが不明確な状態となっている。</p> <p>このため、区と指定管理者との間で、積立金の取扱いに関し下記のとおり合意することとし、地方自治法第96条第1項第12号の和解の規定に基づく足立区議会の議決を得るため、本案件を提出する。</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 相手方 社会福祉法人 太陽会 （東京都足立区鹿浜五丁目28番18号） 理事長 藤木 二幸</p> <p>(2) 指定管理施設名 足立区立新田おひさま保育園</p> <p>(3) 合意の概要 平成30年度末時点の積立金のうち、足立区立新田おひさま保育園に在籍する職員に対する退職給付及び賞与に係る引当金相当額として（別紙「公設民営保育園積立金の処理について」P10参照）、指定管理者が保有すべき金額と認め、その残額を区に返還する。</p> <p>(4) 平成30年度末時点の足立区立新田おひさま保育園に係る積立金額 89,117,401円</p> <p>(5) 指定管理者が保有することを認める金額 38,243,306円</p> <p>(6) 区への返還額 50,874,095円</p>

	<p>3 添付資料 別紙 「公設民営保育園積立金の処理について」 (P 8 - P 1 4 参照)</p> <p>4 その他 現在合意に至っていない公設民営保育園の指定管理者とは、今後 も継続して協議を進めていく。</p>
<p>今後の方針</p>	<p>議会の議決後、相手方と返還等の手続きを進めていく。</p>

第 1 4 2 号 議 案 説 明 資 料

令和元年 1 2 月 1 3 日

件 名	公設民営保育園の管理運営に係る積立金の取扱いに関する合意について
所管部課名	子ども家庭部子ども施設運営課
内 容	<p>1 議案提出理由</p> <p>足立区立谷在家保育園は、現在、指定管理者による管理運営を行っている。</p> <p>区と指定管理者との間で締結している協定書では、区が毎年度支払う管理運営経費（委託料）に執行残額があった場合、次年度への繰越しや指定管理者の法人本部会計への繰入れを一部認めているものの、指定管理者は区立保育園の管理運営業務以外に委託料を使用してはならず、執行残額は積立金として管理することとなっている。</p> <p>しかし、区と指定管理者との協定書には積立金の精算等に関する規定がなく、その取扱いが不明確な状態となっている。</p> <p>このため、区と指定管理者との間で、積立金の取扱いに関し下記のとおり合意することとし、地方自治法第96条第1項第12号の和解の規定に基づく足立区議会の議決を得るため、本案件を提出する。</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 相手方 社会福祉法人 わかば会 （群馬県太田市新道町52番地） 理事長 石川 晴雄</p> <p>(2) 指定管理施設名 足立区立谷在家保育園</p> <p>(3) 合意の概要 平成30年度末時点の積立金のうち、足立区立谷在家保育園に在籍する職員に対する退職給付及び賞与に係る引当金相当額として（別紙「公設民営保育園積立金の処理について」P10参照）、指定管理者が保有すべき金額と認め、その残額を区に返還する。</p> <p>(4) 平成30年度末時点の足立区立谷在家保育園に係る積立金額 59,488,617円</p> <p>(5) 指定管理者が保有することを認める金額 48,245,144円</p> <p>(6) 区への返還額 11,243,473円</p>

	<p>3 添付資料 別紙 「公設民営保育園積立金の処理について」 (P 8 - P 1 4 参照)</p> <p>4 その他 現在合意に至っていない公設民営保育園の指定管理者とは、今後 も継続して協議を進めていく。</p>
<p>今後の方針</p>	<p>議会の議決後、相手方と返還等の手続きを進めていく。</p>